

建築並びに土地造成に関する

申し合せ事項(連合会) 1991年(H3)4月21日初版

2010年(H22)6月27日 4版

※印 細則(町内会)

2024年(R6)12月1日細則

建築協約本誌④参照

1. 制定の目的

事前協議で近隣住民とのトラブルを防止
豊かな環境の維持と増進を図る



建築協約協議委員会

2. 協議の対象 ※

個別の案件内容により事前協議を実施する

- 住居地域の土地への建築と土地造成
- 全ての集合住宅(賃貸・分譲マンション,木賃アパート等)
- 住居地域に隣接する商業地の建築と土地造成

3. 建築主(施主)・設計者・施工者(建築会社等) にお願いする基本姿勢

- (1) 地域の豊かな環境を壊さず、魅力を増進する計画を企画する
- (2) 他の迷惑にならない建物・構築物を施行する
- (3) 事前に近隣住民とコミュニケーションを図り発生する問題を解決する

4. 申し合せ内容

(1) 町内会への届け出と住民への説明

「連絡書」で町内会へ事業を届け出る ※別紙様式

協議終了後、事業主と委員会で1通づつ所持し関係者に開示できる

協議会は相談や事前協議をする

※必要書類

住民説明会の開催をする

話合いの場は関連住民が出席し、町内会地区役員も参加し協議調整をする

(2)協定の締結

十分な協議、住民の要望を最大限にとりいれる

ア)計画内容に関する協定

- ①隣地への日照、プライバシー、電波障害
- ②敷地境界、敷地内の植栽
壁面後退距離 1.5m ※
見通しの効かない門や塀にはしない
- ③既存樹木の保全 ※
- ④2m以上の擁壁は垂直にせず、擁壁の緑化
2m未満の擁壁 ※
- ⑤建物は色彩や景観に調和
- ⑥敷地規模を大きくゆとりをとる ※
土地の形質変更はしない 1区画165㎡(斜面地182㎡)を確保
- ⑦低層の集合住宅にして周辺の建物と調和
駐輪駐車場、ゴミや資源回収場、管理人体制

イ)工事に関する協定

- ①騒音,振動,粉塵の防止 (工法、重機、測定器)
- ②工事車両の交通対策 (道路使用、保全員)
車両は4トン以下20^キ走行
慢性的路上駐車禁止 (作業者の通勤等)
- ③火災・土砂災害の防止
風紀上の問題をおこさない (トイレ、事務所)
- ④作業時間、休日の設定 ※(通学時間等)
- ⑤24時間連絡先の表示
- ⑥近隣の事前調査と損害補償 (家屋調査)

ウ)完成後の住環境維持(住まい方,周辺環境と調和)

- ①完成後の住人に協約内容を申し送りする
- ②集合住宅の居住者・管理者に協約内容を伝える

5. 町内会・自治会へ加入のおすすめ (住みよいまちづくり)
近隣の方々の防災、見守り、コミュニケーション